



新宿区歌舞伎町  
小規模雑居ビル火災  
(平成13年9月1日)

午前1時頃、5階建雑居ビル  
3階エレベーターホール付近  
から出火。死者44名、負傷者  
3名の被害をもたらす。

## 違反是正支援センターのこれから ～違反処理が負担とならないために～

違反是正支援センター

平成13年9月1日に発生した東京都新宿区歌舞伎町小規模雑居ビル火災は、延べ面積わずか516㎡のビル1棟で、死者44名の被害をもたらした。

この火災を契機として、全国の消防本部で違反是正推進の機運が高まったのは、消防関係者であれば周知の事実であり、違反是正支援センターも当該火災の翌年に違反是正を支援する目的で設立された。

それから17年、少子高齢化等社会情勢を反映した社会福祉施設等の火災も頻発し、その都度消防法令等が改正されてきた。それら過去の火災は、正にその時代の問題を映す鏡であると捉えられ、火災の度に対応策が求められてきた。

過去の火災を教訓として、違反処理により今

まで以上に早期に消防法令違反を是正し、それら火災による生命、身体及び財産の保護等を図ってきた。

### 違反処理の標準化

「令和」という新しい時代に入った今となっては、「違反処理」が特別な言葉ではなく、その手法が政令指定都市を筆頭に定着し、研修等の充実、事務処理の効率化、内部規程の改正等を経て、効果的な違反処理体制が確立されるようになった。政令指定都市消防本部だけでなく、中・小規模消防本部でも、多くの困難を乗り越え、違反を是正してきた事例は、過去、本コーナーで紹介してきたとおりである。

更に、政令指定都市消防本部では平成26年

度から既に順次運用を開始している「違反対象物の公表制度」については、令和2年度年からはほぼすべての消防本部で運用開始予定である状況も、違反処理に着手しなければならない要因の一つとなっている。

### 違反是正支援センターの役割

こういった状況のなか、違反是正支援センターでは、防火・防災関係者等からの各種相談に対応するとともに、パンフレット・リーフレットの作成等、違反処理体制の充実・強化の一助になればと、以下の事業を展開している。

その他、詳しい内容については、違反是正支援センターウェブサイトをご覧ください。

#### ①消防法令違反是正事例発表会

専門家等による予防行政に関連した講演や、消防職員による違反処理事例の発表を行い、発表内容について違反是正の専門家等からアドバイスを受けるもの。全国の各9支部単位で開催

#### ②消防法令違反是正事例研究会

違反事例等を各班でグループ討議を行い、相互に発表するもの。各都道府県単位で開催

#### ③違反是正研修会

消防本部主催の研修会等において、各消防本

部の実態、要望からカリキュラムを作成し、講演等を行う。

#### ④消防用設備等セミナー

消防職員、消防設備士及び消防設備点検資格者等を対象とした、消防用設備等の点検時の事故事例等、実務に直結した内容のセミナー

#### ⑤消防用設備等講演会

消防用設備等の適正な設置について、設計者・施工者・消防職員等の関係者に改めて認識を深めていただくことを目的とするもの

### 違反是正支援センターのこれから

違反処理の標準化以前に、全国には違反処理そのものが、業務の中に全く溶け込んでいない消防本部がまだまだ存在する。その一方で、人員増員も見込めない中で消防・救急・救助等各分野の専門性の増加、更には近年の異常気象による自然災害対応等、違反処理業務が入る隙もない程、消防行政全体の業務が逼迫している。

違反是正支援センターとしては、業務に浸透した効率的な違反処理を推進するため、上記研修等を通して、更なる違反是正の推進に寄与していく所存である。



①消防法令違反是正事例発表会



②消防法令違反是正事例研究会



③違反是正研修会



④消防用設備等セミナー



⑤消防用設備等講演会